

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省・環境省令第一号）（抄）

（傍線及び下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令</u></p> <p>愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第五 条第一項に規定する愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基 準については、別表に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 法第六条第一号 第二号及び第四号に掲げる行為であつて、平成二十 一年十二月一日以前に製造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同 条の規定は、適用しない。</p> <p>2 法第六条第三号に掲げる行為であつて、平成二十二年十二月一日以前に製 造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない 。</p> <p>3 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十一年十二月一日以前に製造 された愛玩動物用飼料であつて、法第六条第二号及び第四号に規定する愛玩 動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管 している場合における当該愛玩動物用飼料については、法第八条（第一号に 係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>4 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十二年十二月一日以前に製造 された愛玩動物用飼料であつて、法第六条第三号に規定する愛玩動物用飼料 に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場 合における当該愛玩動物用飼料については、法第八条（第一号に係る部分に 限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>別表</p>	<p style="text-align: center;"><u>愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令</u></p> <p>愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第五 条第一項に規定する愛がん動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の 基準については、別表に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 法第六条第一号 第二号及び第四号に掲げる行為であつて、平成二十 一年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料に係るものについては、 同条の規定は、適用しない。</p> <p>2 法第六条第三号に掲げる行為であつて、平成二十二年十二月一日以前に製 造された愛がん動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しな い。</p> <p>3 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十一年十二月一日以前に製造 された愛がん動物用飼料であつて、法第六条第二号及び第四号に規定する愛 がん動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために 保管している場合における当該愛がん動物用飼料については、法第八条（第 一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>4 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十二年十二月一日以前に製造 された愛がん動物用飼料であつて、法第六条第三号に規定する愛がん動物用 飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管してい る場合における当該愛がん動物用飼料については、法第八条（第一号に係る 部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>別表</p>

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛玩動物用飼料（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛玩動物用飼料であって、当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛玩動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、エトキシキンの販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛玩動物用飼料にあつては、販売用愛玩動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。

（削る。）

次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
グリホサート	15 μ g/g
クロルピリホスメチル	10 μ g/g
ピリミホスメチル	2 μ g/g
マラチオン	10 μ g/g
メタミドホス	0.2 μ g/g

次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であつて、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）の販売用愛玩動物

1 販売用愛がん動物用飼料の成分規格

エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛がん動物用飼料（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛がん動物用飼料であつて、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場において愛がん動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛がん動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、エトキシキンの販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛がん動物用飼料にあつては、販売用愛がん動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。

アフラトキシンB₁の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、0.02ppm以下でなければならない。

次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
グリホサート	15ppm
クロルピリホスメチル	10ppm
ピリミホスメチル	2ppm
マラチオン	10ppm
メタミドホス	0.2ppm

用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
アフラトキシンB ₁	0.02µg/g
デオキシニバレノール	2µg/g (犬用) 1µg/g (猫用)
カドミウム	1µg/g
鉛	3µg/g
ひ 砒素	15µg/g
BHC (-BHC、 -BHC、 -BHC 及び -BHC の総和をいう。)	0.01µg/g
DDT (DDD 及び DDE を含む。)	0.1µg/g
アルドリン及びディルドリン (総和をいう。)	0.01µg/g
エンドリン	0.01µg/g
ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド (総和をいう。)	0.01µg/g

から までに規定する物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛玩動物用飼料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該販売用愛玩動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛玩動物用飼料中の水分の含有

から までに規定する物質の販売用愛がん動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該販売用愛がん動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛がん動物用飼料中の水

量が10%に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛玩動物用飼料の量に加算するものとする。

2 販売用愛玩動物用飼料の製造の方法の基準

(略)

販売用愛玩動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛玩動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛玩動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛玩動物用飼料の表示の基準

販売用愛玩動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛玩動物用飼料の名称

イ (略)

ウ 賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。)

エ・オ (略)

分の含有量が10%に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛がん動物用飼料の量に加算するものとする。

2 販売用愛がん動物用飼料の製造の方法の基準

(略)

販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛がん動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛がん動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛がん動物用飼料の表示の基準

販売用愛がん動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称

イ (略)

ウ 賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。)

エ・オ (略)